

幼児教育・保育の無償化について



以下の施設を利用する児童について

- 満3歳になった日から小学校就学前までの児童の保育料等
 - 0歳から2歳までの保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児童の保育料等
- が、上限の範囲内で無償になります。無償化の対象になるには、事前の申請が必要です。

◆無償化の対象になる施設・サービス

* 「保育が必要な事由」を証明する書類についてはP.23参照

利用する施設	保育が必要な事由	児童の年齢	条件	無償化の認定区分	上限（月額）
新制度未移行幼稚園	ない	満3歳になった日から小学校就学前まで	-	1号認定 (法第30条の4第1号)	入園料・保育料：25,700円 (入園料は入園初年度に限り月額換算し含む)
	ある	満3歳になった後の4月1日から小学校就学前まで	-	2号認定 (法第30条の4第2号)	入園料・保育料：25,700円 (入園料は入園初年度に限り月額換算し含む) ----- 預かり保育：11,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	入園料・保育料：25,700円 (入園料は入園初年度に限り月額換算し含む) ----- 預かり保育：16,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
こども園 移行幼稚園の 1号認定児童	ある	満3歳になった後の4月1日から小学校就学前まで	-	2号認定 (法第30条の4第2号)	預かり保育：11,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
		満3歳になった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	預かり保育：16,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
一時預かり 病児保育 ファミリーサポート 認可外保育施設 (ベビーシッター含む)	ある	満3歳になった後の4月1日から小学校就学前まで	-	2号認定 (法第30条の4第2号)	保育料：37,000円
		0歳から満3歳になった後の3月31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	保育料：42,000円

※上記施設のうち、市町村による施設の確認をうけた施設が無償化対象となります。

※認可外保育施設において指導監督基準を満たしていない施設は、令和6年度以降、保育料無償化の対象外となる可能性があります。

※新制度未移行幼稚園の入園料・保育料が月額25,700円よりも低い場合でも、25,700円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。

【重要】

保育を必要とする事由が**妊娠・出産、就学、求職活動等**の認定で、年度途中で認定期間が満了日となった場合は、満了日の翌日以降は無償化の対象となりません。引き続き無償化による利用を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、認定期間が満了となる前に本市のこどもみらい課に改めて要件確認書類をご提出ください。

認定期間満了日以降の手続きは、再度新規での無償化申請が必要です。



※保育施設を利用中にお引越など、おすまいの市町村が変わった場合は新しくおすまいの市町村で、あらたに認定を受ける必要があります。

◆施設等利用給付認定申請方法

●1号認定（こども園、新制度移行幼稚園）で、預かり保育を利用される方

●新制度未移行幼稚園、認可外保育園、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターを利用される方で無償化の対象になるには、事前の申請が必要です。

提出書類

- ・ 認定申請書
- ・ 保護者の「保育が必要な事由」を証明する書類（P.23参照）

●3号認定(0～2歳クラス)を受ける方

- ・ 令和3年1月1日時点で他市町村在住の方は、申請書へ個人番号(マイナンバー)記入もしくは前市町村の市町村民税課税証明書のいずれかをご提出ください。

*** 申請書様式は、市ホームページからダウンロードできます。**

提出先

那覇市こどもみらい課（那覇市役所本庁舎3階49番窓口）

※書類がそろっていない場合や記入もれがある場合は、受理できません。

認定開始日は、書類受理日もしくは入所日からとなります。

施設等利用給付認定通知書

申請後、認定された方には、施設等利用給付認定通知書を交付します。



◆3号認定の市町村民税額対象年度

年	令和4年										令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
課税年	令和3年度の課税額が非課税である場合					令和4年度の課税額が非課税である場合							
収入	(令和2年1月～12月分の収入)					(令和3年1月～12月分の収入)							

- ・ 課税額の確認年度が変更になる際(令和4年9月)に課税世帯となった場合、無償化認定は令和4年8月末日までになります。
- ・ 保護者の課税情報が確認できない場合や収入申告を行っていない場合は、認定期間が取り消されます。
- ・ 保護者の収入が生活保護基準に満たない場合は、同一世帯の祖父母のうち収入が高い方の課税額を合算します。祖父母が非課税でない場合は、3号認定の対象世帯では無くなります。

◆保育料等の無償化の方法

無償化の方法として、現物給付と償還払いがありますが施設によって異なります。

○現物給付とは

上限の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要となります。

一時預かり、病児保育は「わらびんCHARIN」を使って簡単に手続きができます。

施設等利用給付認定通知書とわらびんCHARINの画面提示で償還払いの手続きが不要となります。

※(わらびん CHARIN は、那覇市が開設したインターネット上の「モバイル認定情報通知システム」です。)

○償還払いとは

施設に利用した保育料等を支払い、領収書をもらいます。領収書と必要書類をこどもみらい課に持参して払い戻し申請をした後、上限の範囲内で保育料等が那覇市から払い戻されます。

必要書類はホームページでも確認できます。

- ・ 認可外保育施設の支払方法については、施設によって異なるため那覇市ホームページの認可外保育園一覧をご覧ください。
- ・ 子ども・子育て支援制度に移行していない那覇市内の私立幼稚園の保育料は現物給付、預かり保育料は償還払いです。
- ・ ファミリーサポートセンターは償還払いです。（送迎のみの利用は無償化対象外）